

神戸市立春日野小学校いじめ防止等のための基本的な方針

はじめに

春日野小学校は、教職員・保護者・地域が一体となって、教育目標「元気いっぱい あふれる笑顔」を基軸とし、「いじめ防止対策推進法」第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するべく、基本的な方針（以下「春日野小学校基本方針」という）を策定します。

平成26年3月 神戸市立春日野小学校

令和7年4月 改訂

1 いじめの防止等のための対策の基本的な姿勢

本校は、春日野小学校基本方針に基づき、保護者・地域と連携しながらいじめの問題の根本的な解決に向けて取組を進めていきます。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行います。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍する児童等に対して、本校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 本校の教育目標（春日野小学校教育ビジョン）



4 教職員の姿勢

- ・学級経営・授業の工夫を積極的に行います。
- ・いじめの兆候を見逃さないため、努力します。
- ・一人で抱え込まず、組織的な対応を行います。
- ・いじめ防止のための取組を行い、保護者や地域に発信します。
- ・積極的に研修に参加することを通して、いじめ防止についての見識を深め実践力をつける努力を行います。
- ・人権感覚を高める取組を推進します。
- ・いじめを決して許しません。
- ・保護者や地域からの情報を受け入れます。

5 校内いじめ問題対策委員会と関連機関の連携

(1) 校内いじめ問題対策委員会の設置

- ・本校は、校長、教頭、生活指導（生徒指導）係、養護教諭、学年世話係、スクールカウンセラー等の参加による、校内いじめ問題対策委員会を設置します。

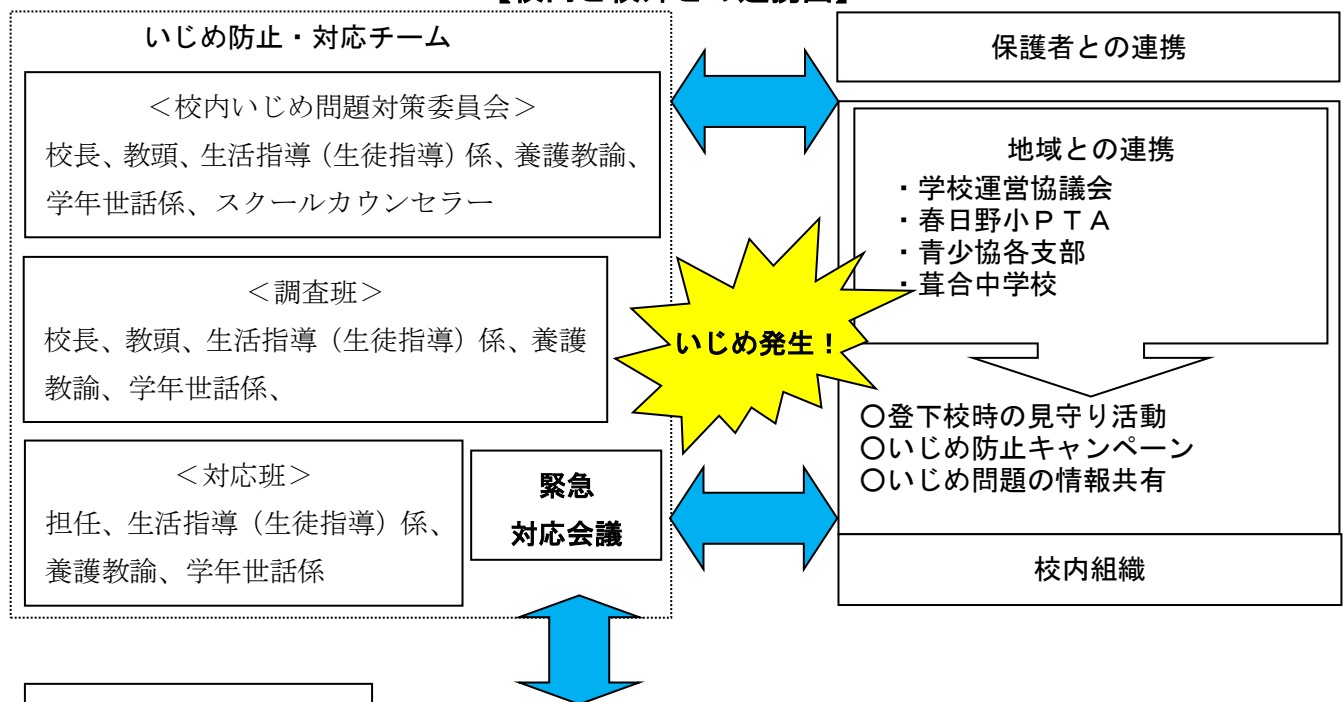
(2) 校内いじめ問題対策委員会の役割

- ・校内におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発を行います。
- ・いじめの相談があった場合には、当該担任等を加え、事実関係の把握、関係児童、保護者への対応等について協議します。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに十分注意しながら、本校の教職員が共有するようにします。
- ・いじめの問題に関する本校教職員の理解と実践力を高めるための研修を計画的に行います。
- ・本校のいじめ対策についての取組の検証と改善を行います。

(3) 状況に応じた関係機関との連携

- ・校内での指導だけで十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関との適切な連携が必要であり、平素から関係機関と連携する体制を構築しておきます。

【校内と校外との連携図】



＜状況に応じた関係機関との連携＞

加害・被害の児童・保護者の心のケア	…	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
暴行・傷害など、刑法に抵触する時等	…	葦合警察署生活安全課 ⇄ 神戸地方法務局
当該児童の家庭環境に問題がある場合	…	神戸東部少年サポートセンター 区役所こども家庭支援室 神戸市こども家庭センター 神戸市青少年育成センター（くすのき教室）
当該児童の心身に影響がある時	…	医療機関（特別支援教育相談センター）

6 いじめの未然防止・早期発見

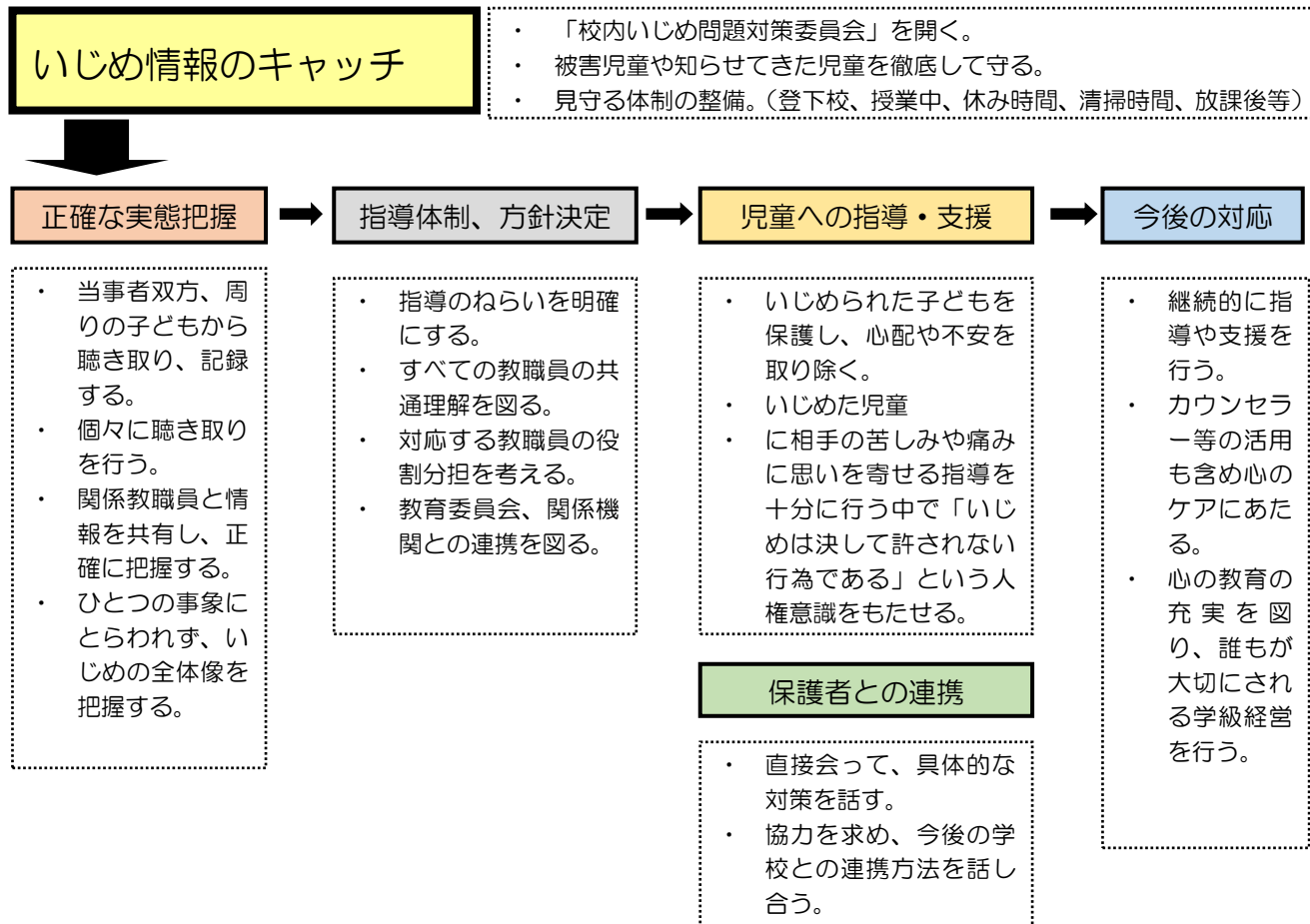
いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、年間を通して予防的な取組を計画・実施します。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止に向けた取組	学年・学級づくり 人間関係づくり		いじめ未然防止 ブログラム	情報モラル 学習		いじめ未然防止 ブログラム		いじめ防止 小中地域会議	いじめ未然防止 ブログラム	いじめ防止 小中地域会議 議校内報告	いじめ未然防止 ブログラム	
	学年・学級づくり 人間関係づくり【ソーシャルスキルトレーニング】 ※学級活動の時間を利用 ※道徳教育の推進 ※スクールカウンセラーによるカウンセリング											
早期発見に向けた取組	児童理解 全体研修 共に遊ぶ		いじめアンケート	教育相談				いじめアンケート	教育相談		いじめアンケート 教育相談	
対応チーム等	職員会議 (基本方針提案) 生活指導委員会			職員研修 取組評価	職員研修				職員研修 取組評価			取組評価 次年度計画

早期発見をすることが早期解決につながります。そのために、遊びや学習、学校生活すべてを通して、全職員が日頃から児童との信頼関係の構築と見守りに努めます。

7 いじめの早期対応

いじめの兆候に気づいた時には問題を軽視することなく早期に事実関係の把握を行い対応します。



8 特別な支援を必要とする児童への配慮

特別支援学級に在籍する児童、もしくは、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応に特に配慮します。

また、いじめを許さぬ心を育てていくため、個々の児童を尊重する教育の推進が必要であり、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を積極的に進めます。

9 インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめの対応

(1) 未然防止

- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の情報を把握し、東部少年サポートセンターとの協働で情報モラル教育を実施するとともに、児童、保護者、地域への啓発に努めます。
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルール作りについて、保護者に協力を依頼します。

(2) 早期対応

- ・インターネット、ソーシャルメディアの利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、状況によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応します。

10 重大事態への対処

(1) 重大事態の報告と調査

- ・重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会事務局に報告し、迅速に対処します。
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け、速やかに事実関係を把握します。

(2) 調査結果の報告

- ・いじめを受けた児童やその保護者に対して、説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時、適切な方法で説明します。

11 その他

本校は、校内いじめ問題対策委員会によって、適宜、春日野小学校基本方針を見直し、必要があると認められる時は改訂します。